

忘れずに納めましょう

市・県民税(全期・1期)
国民健康保険税(1期)
納期限(口座振替日) 7月1日(月)

- ・コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- ・口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときは
ご連絡ください。再発行します。
📞 納税課(1階)
☎️561-2311、📠561-2479



結婚新生活を応援します! 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活の費用の一部を補助します。対象年齢や所得制限、申請に必要な書類など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



●対象経費

4月1日以降に、結婚を機に要した新居の住居費、リフォーム費用および引越し費用

●補助額 住居費、リフォーム費用および引越し費用の合計額(限度額:夫婦ともに29歳以下60万円、39歳以下30万円)

🎯 次の全てに該当する世帯

- ・申請時点で、住民票の住所が、申請に係る市内住宅の住所である(夫婦のどちらかでも可)
- ・婚姻日に、夫婦ともに39歳以下
- ・1月1日~来年3月31日に婚姻届を提出し、受理されている
- ・夫婦の令和5年分の合計所得が500万円未満
- ・この補助金の申請は初めて(前年に申請をしており、補助上限に達していない世帯は、継続申請可)
- ・市税などの滞納がない
- ・他市区町村で、同様の給付を受けていない

📋 60件程度(先着順)

📝 来年2月28日(金)まで(必着)(来年3月1日(出)~31日(月)に婚姻届を提出する場合は、担当課に直接連絡してください)

📞 申・問 子ども・若者政策課(さわやか保健センター2階)

☎️562-7882、📠561-6780

病児保育室「オルミス」お迎えサービス

子どもが登園(校)後に、急な発熱や体調不良になり、保護者がお迎えができないときに、看護師などがタクシーで迎えに行きます。

🎯 登園(校)後に急な病気になる、保護者が就労などにより家庭で保育ができない、市内在住の生後6カ月~小学3年生

📋 4人(先着順)

💰 オルミスの利用料(送迎は無料)

- 🗑️ 他 ・迎え先は市内に限る
- ・病児保育室「陽だまり」では実施無し

📝 9:00~12:00に、オルミス(野村八、コス小児科2階) ☎️535-0155

📞 問 子ども・若者政策課(さわやか保健センター2階) ☎️562-7882、📠561-6780

湖南広域消防局からのお知らせ

熱中症を予防しましょう

6月ごろから気温や湿度が上昇し、熱中症による体調不良を訴える人が急増します。熱中症は予防できる病気です。気温が高いときなどは、エアコンを使用した温度管理や日中の外出を控えることも大切です。熱中症予防のYouTubeを配信していますので、ぜひご覧ください。



YouTubeはこちら

一般公募救命講習会Ⅰを開催します

心肺蘇生法を中心とした応急手当を学ぶ講習会です。詳しくは、お問い合わせください。

🕒 7月7日(日) 9:00~12:00

📍 所 西消防署

🎯 対 草津・守山・栗東・野洲市内に在住か通勤・通学している中学生以上の人

📋 定 20人(先着順)



ガソリンの取り扱いに注意!

6月2日(日)~8日(土)は危険物安全週間です。ガソリンの特性を知り、安全な取り扱いをお願いします。

●ガソリンの性質

気温が-40度でも静電気などの火源があれば引火し、爆発的に燃焼します。

●貯蔵や取り扱いの注意点

容器は金属製容器(消防法適合品)を使用しましょう。取り扱う時は風通しの良い場所で使用し、高温にさらされる場所での貯蔵は避けましょう。

📞 問 ・湖南広域消防局 西消防署(上笠町) ☎️568-0119、📠568-2119 南消防署(野路九) ☎️564-4951、📠564-0613

・危機管理課(1階) ☎️561-2325、📠561-6852

受給券の更新手続きをお忘れなく!

福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療を除く)、障害老人等福祉助成券、精神科通院医療費受給券(助成券)の有効期限は、7月31日(水)です。現在助成を受けている人には、6月中旬に更新の申請書を送ります。新規の人は、窓口で申請してください。

更新手続きが必要な福祉医療費助成項目一覧

助成項目	対象
障害者(児) 自 障害老人 自	【次のいずれかに該当する人】 ・身体障害者手帳所持者(1~3級) ・療育手帳所持者(A1・2、B1・2) ・特別児童扶養手当支給対象児童(1級) ・精神障害者保健福祉手帳所持者(1級)
65~74歳老人 ※一部負担金あり	本人と配偶者、扶養義務者の市民税が非課税の人
母子・父子家庭 自 所	18歳到達後の年度末を迎えるまでの子どもと、その子どもを扶養している母子(父子)家庭の母(父) ※父母のいない児童も対象です
ひとり暮らし寡婦 自 所	かつて母子家庭の母として、20歳未満の子どもを扶養して、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続し、今後も続くと見込まれる65歳未満の人
ひとり暮らし高齢寡婦 所 ※一部負担金あり	65~74歳で、ひとり暮らし寡婦の要件を満たす人
精神障害者(児) 精神障害老人 ※精神科通院医療費のみ助成	精神障害者保健福祉手帳所持者(1・2級)で自立支援医療(精神通院医療)の受給者

自 自己負担金が必要な場合あり 所 所得要件あり

※乳幼児・子ども医療の受給券を持っている人の更新手続きは不要です

📞 申・問 保険年金課(1階) ☎️561-6975、📠561-2480

児童手当の6月現況届

現況届の提出は原則不要です。提出が必要な人には、現況届を送付しましたので、必ず提出してください。提出がないと、今後の支給ができません。

また、令和5年度に所得上限額超過で消滅となり、令和6年度に所得上限額を下回った場合、改めて児童手当の新規申請が必要です。お問い合わせください。

🗑️ 他 転入・出生された人は、新たに申請要(転出予定日・出生日の翌日から15日以内に申請)

📝 申 6月3日(月)~28日(金)(必着)に、直接か郵送で

📞 申・問 子ども家庭・若者課(さわやか保健センター2階) ☎️561-2364、📠561-6780

横断歩道利用者ファースト運動

横断歩道では、歩行者が優先です。運転者は、歩行者がいなことが明らかな場合を除いて、減速や停止をしなければなりません。歩行者は安全確認後に「手を上げる」などの意思表示を行い、横断してください。

📞 問 交通政策課(5階) ☎️561-2343、📠561-2487

令和6年度個人住民税の特別控除(定額減税)

税制改正により、令和6年度個人住民税の特別控除(定額減税)が実施されます。

納税義務者本人や配偶者を含む扶養親族1人につき、個人住民税所得割額から1万円が減税されます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

🎯 対 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

📞 問 税務課(1階)

☎️561-2309、📠561-2479



免除・猶予された国民年金保険料の追納

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間があると、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

この期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。老齢基礎年金の受け取り額を増やすために、追納制度を利用しましょう。

※承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算金が増加されます。追納する場合、古い月の分から順に納めていただくことになります。

📞 問 ・日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課(西渋川一) ☎️567-2220、📠562-9638

・保険年金課(1階) ☎️561-2367、📠561-2480

